副

平成２２年（モ）第４号　仮処分異議申立事件
債権者：久木野　憲司
債務者：長崎県公立大学法人

準 備 書 面 （2）

平成２２年８月１０日

長崎地方裁判所　御中

債務者代理人弁護士　福　田　浩　久
同　　木　下　健太郎
同　　野　上　恭　史

債権者第１準備書面に対する反論は，以下のとおりである。

第１

１　「第１　１」について

債権者は「本件の本訴（長崎地裁平成２１年（ワ）第７４５号　地位確認等請求事件）において，債権者が債務者に対して，乙９の議事録が恣意的な割愛があることから正確な議事録の提出を求めたところ，なお不正な議事録が提出されたままであった。」と主張する。

しかしながら，乙第９号証は，調査内容と直接関係のないやりとりを「＜中略＞」として割愛した部分は存するものの，第９回調査委員会議事録の記録媒体について，当該事情聴取を行った本学応接室に債権者が代理人を伴って入室してから，事情聴取が終了するまでの間の内容をほぼ網羅的に反訳したものである（同じ表現の繰り返し，「あのー」「えー」などの間投詞，

口籠った部分，一度に複数の者が発言した場合の主たる発言者でない者の発言などについては一部省略，簡略化）。また，乙第２４号証は，債権者が疎甲第１０号証１３ページで，乙第９号証について，「談笑している場面や世間話をしている部分が削除された議事録」と述べていたので，乙第９号証の「＜中略＞」部分を補完したものである。なお，当初議事録を反訳する際に，反訳者が記録媒体の音声を良く聴き取れず，「ユン」氏としていた[redacted]氏の名前については，乙第２４号証において修正している。

したがって，乙第９号証と乙第２４号証を合わせたものが，債権者が提出した議事録（疎甲第９５号証）であり，事情聴取の全体を網羅したものである。

債権者は，本訴（平成２１年（ワ）第７４５号　地位確認等請求事件）の乙第９号証と疎甲第９５号証の１行の字数が異なることに言及し，また，「債務者大学は，乙２４として，議事録の一部と思われる記録を提出しているが，疎甲９５とも乙９とも一致しない内容」と述べているが，前述のとおり，乙第２４号証は乙第９号証の「＜中略＞」部分であるので，両者が一致しないのは言うまでもないが，乙第２４号証が，疎甲第９５号証の１９頁（３行目）から２１頁までと同じであることは双方を比較すれば一目瞭然である。疎甲第９５号証において「乙９」より１行の字数が多いのは，単に，議事録の枚数が増えないようにしたために過ぎない。

なお，同調査委員会の議事内容については，乙第９号証及び乙第２４号証の提出あるいはこれら両方を合わせた債権者が承知している内容（疎甲第９５号証）で十分に足りると考えるが，録音媒体の提出につき，裁判所からの指示があった場合には，対応を検討する。

2　(1)「第１　２(1)」について

乙第２９～３３号証は，調査報告書別紙資料の一部であり，債権者も疎甲第１１２号証として添付しているが，これらは，債権者が言うような「ようやく提出」したものでも「あわてて作成」したものでもなく，債務者は，本訴事件（長崎地裁平成２１年（ワ）第７４５号　地位確認等請求事件）の原告第１準備書面において原告（債権者）からの求めがあったことから提出し

たものである。

また，乙第９号証が，「債務者大学に都合のいいように割愛」されたものでないことは，前項で述べたとおりである。

なお，乙第２９～３３号証がどのような資料を確認して作成されたかは，乙第２９～３３号証中に明示されている。

(2) 「第１　２ (2)」について

債権者は「その判断根拠となる資料自体が何ら示されておらず，これらの欠勤日とされる事実の存否，適否等について事後的な客観的検証が不可能である。」というが，前項でも述べたように，中国渡航状況などの資料である乙第２９～３３号証には，内容を確認した根拠資料が示してあるし，それらの根拠資料は，債権者が入手可能なものばかりである。

また，債権者がバイオラボ業務により平成１７年度に２回，平成１９年度に１回休講をしたことは，調査委員会の事情聴取の際等において債権者自らが認めているところであるし（疎甲第９５号証，２３頁），債権者は，これまでは，補講を行っていなかったこれらについて「休講」と説明していた。債権者は，これらについてあたかも補講を行ったかのように主張するが，債権者は補講を行う場合に必要な学生支援課への届出は行っていない。

なお，債権者が，「冬期休業中」として言及している平成１７年１月３日～６日及び平成１８年１２月２５日～２９日の期間のうち，１２月２９日～１月３日は本法人においては年末年始の休日であるので勤務を要しないが，それ以外は勤務を要する日である（土・日を除く。）。従って債権者についても平成１７年１月３日及び平成１８年１２月２９日は欠勤の対象としていない。債権者は平成１７年１月４日（火）～６日（木）についてはバイオラボ業務による中国渡航が，平成１８年１２月２５日（月）～２８日（木）についてはバイオラボ業務による国内出張（佐賀～東京～大阪）が，それぞれバイオラボ社の出張伺や復命書などから確認されたので欠勤と認定したものである。

(3) ア 「第1 2 (3) ア」について

平成16年10月15，16日は，債権者がバイオラボ業務により熊本市へ出張したとして債権者にバイオラボ社から交通費が支出され，これについて長崎県産業振興財団へ補助金の実績報告がなされている。このうち10月16日は土曜日であり，本学の勤務を要する日ではないので欠勤扱いにしていないが，10月15日を含む出張の行程は，バイオラボ社から長崎県産業振興財団に提出された補助金実績報告書の添付書類である出張報告書によると，

10月15日（金） 長崎市 → 熊本市
熊本市泊
10月16日（土） 熊本市 → 長崎市

となっている。債権者の主張によれば15日は夜間にバイオラボ業務での会合が持たれたようであるし，当該出張報告書でも出張目的は「打合せ」であり，バイオラボ業務による出張であることは明らかである。

なお，債権者から本学に対して[redacted]学会九州支部役員会出席のための出張伺いや復命書は提出されていない。

また，平成17年3月9日（水）は，債権者が3月9日～10日の行程でバイオラボ業務により長崎市から福岡市へ出張したとして，債権者にバイオラボ社から交通費が支出され，これについて長崎県産業振興財団へ補助金の実績報告がなされている。

債権者は，「3月9日は16時30分から島原市にある長崎県畜産試験場にて大学と試験場の連携についての協議を県立大学放射線実験施設長の立場で行って」と主張するが，債権者から本学に対して出張伺いや復命書は提出されていない。

なお，債務者が債権者の欠勤を確認したのは，債務者が職務命令により債権者に繰り返し兼業従事状況の記録等の提出を求めたものの，債権者がこれに従わなかったため，やむを得ずバイオラボ社の破産事件の破産管財人から適法に入手したバイオラボ社の出張伺いや復命書等の情報によるものであり，これらの情報は債権者が最もよく了解しているものである。

イ　「第１　２（3）イ」について

①　平成１７年５月２７日（金）については，バイオラボ社の支出証拠書類中の領収証（宛名は「久木野様」）から，債権者がバイオラボ社の関係用務で福岡の宿泊施設に宿泊したことが明らかであるし，債権者から本学に対して[redacted]学会参加に係る出張伺いや復命書は提出されていない。

②　平成１７年９月２９日～１０月３日については，１０月１，２日は土・日であるから欠勤の対象とはしていないが，バイオラボ社の出張伺及び復命書によると，この間の行程は，

９月２９日（木）　元船事務所から福岡へ社用車で移動
９月３０日（金）　福岡空港　→　羽田空港
[redacted]機構，[redacted]
１０月　１日（土）　[redacted](東京)
１０月　２日（日）　[redacted]
羽田空港　→　福岡空港
１０月　３日（月）　[redacted]
福岡から元船事務所へ社用車で移動

となっており，９月２９，３０日，１０月３日に債権者がバイオラボ社の業務により出張し，本学を欠勤していることは明らかである。なお，これについても債権者から本学に対して出張伺いや復命書は提出されていない。

③　平成１７年１２月８日～１２月１０日については，バイオラボ社の出張伺及び復命書における用務は「[redacted]フォーラムへの参加，資金調達の打合せ」となっており，その行程は，

１２月　８日（木）　長崎事務所（９時発）から福岡へ社用車で移動
福岡空港　→　羽田空港
（東京～つくば市）
[redacted]センター

筑波泊

１２月　９日（金）　（つくば市～東京）

[redacted]

羽田空港　→　福岡空港

福岡泊

１２月１０日（土）　（福岡～佐賀）

[redacted]県弁護士会

（佐賀～）長崎事務所（１１時着）

となっている。

当該出張についても，債権者から本学に対して出張伺い及び復命書は提出されていない。

④　平成１８年１月２６，２７日は，用務は[redacted]学会への参加であると主張するが，バイオラボ社の復命書の用務は「[redacted]学会への参加」となっているが，出張内容は「資金調達の打合せ，出資金振込方法の取り決め，長崎研究事務所建築に関する空調設計打合せ」となっている。

また，これについても債権者から本学に対して出張伺いや復命書は提出されていない。

なお，長崎市議会の「バイオラボ株式会社に対する企業立地奨励金交付等に関する調査特別委員会」，いわゆる百条委員会の報告書及び議事録（乙第３５号証）によると，平成１８年１月２６日には，午前１０時２０分に長崎市商工部の課長と担当者が元船町のバイオラボ社に債権者を訪ね，バイオラボ社の事業に関連して面談を行っているし，バイオラボ社の会議録によると，１月２７日には，五島町の[redacted]１階会議室において，午後３時から取締役会が，午後４時からは臨時株主総会が開催されており（乙第３１号証），出張のほかにも１月２６，２７日の両日に欠勤があったことは明らかである。ちなみにバイオラボ社の出張伺及び復命書によると，当該出張の行程は，

１月２６日（木）　長崎事務所（１３時発）から[redacted]フェリー（多

比良～長洲）を利用して鹿児島へ社用車で移動

[redacted]学会

[redacted]ホテル

1月27日（金）　鹿児島から長崎事務所（14時着）へ社用車で移動

となっており，出張の発着の時刻と出張前後のスケジュールとの間に矛盾はない。

⑤　平成18年7月3日～7日については7月3日しか欠勤の対象としていない。

バイオラボ社の出張伺いでは，この期間の出張行程は，

7月　3日（月）　長崎本社～　長崎空港→中部国際空港　～名古屋市

7月　4日（火）　名古屋市～　中部国際空港→長崎空港　～長崎市

であり，用務は「ファイナンス打合せ」となっている。

しかしながら，債権者も主張しているとおり，7月4日に債権者の父が亡くなっており，7月4日～7日については債権者から特別休暇（忌引休暇）取得の申し出があったため特別休暇が付与されている。

なお，これに対するバイオラボ社における債権者の復命は，

7月　3日（月）　長崎本社（13時発）

[redacted]株式会社

7月　4日（火）　[redacted]株式会社

7月　5日（水）　7／4天候不順のため航空機欠航。7／5に新幹線で移動

となっている。

⑥　平成18年9月7日は，バイオラボ社の出張伺い及び復命書によると，以下のとおり中国渡航に引き続く行程となっている。

9月　4日（月）　長崎事務所（10時発）から福岡へ社用車で移動

福岡空港　→　上海空港

[redacted]銀行，嘉善事務所

9月　5日（火）　建築現場事務所，長崎県上海事務所

9月　6日（水）　上海空港　→　中部国際空港

三重県津市

9月　7日（木）　[redacted]大学

中部国際空港　→　福岡空港

福岡から社用車で長崎事務所（２２時着）へ移動

なお，用務は「建築打合せ，銀行情報収集，講演」，出張内容は「建築の打合せ，銀行融資とリースの情報収集，産業連携フォーラムでの講演」となっている。

なお，本件についても，債権者から本学に対して出張伺い及び復命書は提出されていない。

⑦　平成１８年１１月２８，２９日は，バイオラボ社の出張伺及び復命書によると，当該出張の行程は，

１１月２８日（火）　長崎事務所（１８時）から福岡へ社用車で移動

福岡泊

１１月２９日（水）　[redacted]局[redacted]委員会参加

福岡から長崎事務所（１６時）へ社用車で移動

となっている。

また，本件についても，債権者から本学に対して出張伺い及び復命書は提出されていない。

なお，債務者に，債権者のいう「長崎県から債務者大学を通じた依頼」を行った事実はない。

⑧　平成１９年５月１５，１６日は，バイオラボ社の出張伺及び復命書によると，当該出張の行程は，

５月１５日（火）　本社（１８時発）から福岡へ社用車で移動

ホテルロビーにて[redacted]との打合せ
福岡泊

5月16日（水）　[redacted]九州支社，[redacted]銀行
福岡から本社（19時着）へ社用車で移動

となっている。

債権者が，本社（バイオラボ社）を社用車で18時に出発するためには，遅くとも本学の勤務時間内である17時50分より前に本学を出てバイオラボ社に向かわなければならない。従って，5月15日には，債権者にはわずかとはいえ欠勤した時間が存する。

⑨ 平成19年9月28，29日については，29日は土曜日であるから欠勤の対象とはしていないが，9月28日を含む出張の行程は，バイオラボ社の出張伺及び復命書によると，

9月26日（水）　長崎本社（6時30分発）から福岡へ自家用車で移動
福岡空港　→　徳島空港
徳島空港　→　羽田空港
藤沢（神奈川県）泊
※この間に[redacted]，[redacted]を訪れたものとして復命されている。

9月27日（木）　[redacted]本社，[redacted]
羽田空港　→　福岡空港
福岡泊

9月28日（金）　福岡から長崎本社（13時着）へ自家用車で移動

ということになっており，用務・出張内容は「営業活動，事業提携打合せ，松尚との事業打合せ」となっている。

なお，債権者から本学に対して[redacted]学会九州支部評議会出席のための出張伺いや復命書は提出されていない。

⑩ 平成19年10月12，13日については，13日は土曜日であるから欠勤の対象とはしていないが，10月12日を含む出張の行程は，バ

イオラボ社の出張伺及び復命書によると，

１０月１１日（木）　長崎本社（９時発）から福岡へ自家用車で移動
福岡空港　→　伊丹空港
[redacted]
大阪泊

１０月１２日（金）　伊丹空港　→　福岡空港
[redacted]，[redacted]
福岡泊

１０月１３日（土）　福岡から長崎本社（１２時着）へ自家用車で移動

となっており，復命書に記された用務・出張内容は「営業活動・事業打合せ」となっている。

本件についても，債権者から本学に対して出張伺い及び復命書は提出されていない。

債権者が，１０月１２日のバイオラボ業務終了後に[redacted]学会九州支部へ参加していたとしても，何ら欠勤の事実が損なわれるものではない。

⑪　平成１９年１２月２７日を含む出張の行程は，バイオラボ社の出張伺及び復命書によると，

１２月２５日（火）　長崎本社（８時発）から長崎空港へ自家用車で移動
長崎空港　→　羽田空港
[redacted]
[redacted]
東京泊

１２月２６日（水）　東京　～　岐阜羽島　～　福岡
※この間に[redacted]を訪れたものとして復命されている。
福岡泊

１２月２７日（木）　福岡

佐世保（長崎県立大学）

長崎本社（１５時着）へ自家用車で移動

となっており，復命書に記された用務は「[redacted]，[redacted]との事業打合せ，[redacted]を訪問営業」，出張内容は「事業打合せ，営業，事業状況報告」となっている。

債権者が本学佐世保校に立ち寄ったかどうかは確認できないが，債権者がいうように，本学佐世保校へ立ち寄ったとしても，バイオラボ社の業務の途中又は帰路に立ち寄ったものであり，債権者はバイオラボ社へ戻っているものである。

なお，理事長は債権者に対し，事業報告を１２月２７日に行うよう求めたこともないし，当日，理事長は丸１日年次有給休暇を取得しており大学には不在であった。

また，本件についても，債権者から本学に対して出張伺いや復命書は提出されていない。

⑫　このように，バイオラボ社等の記録から債権者の欠勤は明らかであるし，仮に債権者がバイオラボ社の出張の合間に，本学用務と関連があるような何らかの用務を行っていたとしても，欠勤の事実自体が損なわれるものではない。

なお，出張等の記録に残されていない本学の勤務時間中における債権者のバイオラボ社での勤務（決裁その他の社長用務）も相当程度行われていたことが容易に推測されるが，現在において債務者にはそのことを確認できる術もないし，それについてまで問うている訳ではない。ただ，情報を知り得た記録等から確認できるものだけを問題にしているに過ぎない。

債権者には，自ら兼業の実態を明らかにする義務があったし，債務者は，債権者に対し再三にわたって勤務実態を明らかにするための記録等の提出を求めたが，債権者はこれに応じなかった。

ウ　「第１　２（3）ウ」について

そもそも債務者は，債権者が欠勤日でないと主張する日の全てについて

丸一日欠勤だったとは言っておらず，従前から欠勤があった（わずかな時間でも欠勤時間があった）日として債権者に示している（疎甲第８１号証）。

そのうえで以下のとおり反論する。

① 平成１８年１１月２８日（火）の出張については，前記「イの⑦」で述べたとおりであるが，債権者が，長崎事務所（バイオラボ社）を社用車で１８時に出発するためには，遅くとも本学の勤務時間内である１７時５０分より前に本学を出てバイオラボ社に向かわなければならない。従って，１１月２８日には，債権者にはわずかとはいえ欠勤した時間が存するものである。

② 平成１９年１１月２１日についても，上記①と同様に，債権者がバイオラボ業務により，バイオラボ社を１８時に出発して出張を行っていることによるものである。

なお，バイオラボ社の出張伺及び復命書によると，当該出張の行程は，

１１月２１日（水） 長崎本社（１８時発）から福岡へ社用車で移動

１１月２２日（木） [redacted]

福岡 → 鹿児島 →（フェリー）→奄美大島

１１月２３日（金・祝） [redacted]研究所

奄美空港 → 鹿児島空港 → 福岡空港

福岡から長崎本社（２３時着）へ社用車で移動

となっており，用務は「China Bio Labo の運営に関する打合せ，実験動物の入手」となっている。

③ 平成２０年１月２４日（木）については，バイオラボ業務により長崎本社から福岡への移動が行われているが，２１時から行われたものであった。当該「２１時」については，乙第３０号証にも記載しているとおりである。従って，確認段階での計上の誤りである。

なお，当該日については，別件における賃金返還の対象とはしていない。

④　平成１７年１０月２６日については，バイオラボ業務による出張により福岡から長崎事務所への移動が行われている。

バイオラボ社の出張伺及び復命書によると，当該出張の行程は，

１０月２０日（木）　長崎事務所～　福岡空港→浦東空港　～嘉善事務所（中国）
嘉善泊

１０月２１日（金）　嘉善事務所（中国）～　浦東空港→福岡空港
福岡泊

１０月２２日（土）　博多駅→京都駅
[redacted]ホテル
京都泊

１０月２３日（日）　[redacted]ホテル
京都駅→博多駅
福岡泊

１０月２４日（月）　福岡空港→羽田空港
[redacted]
東京泊

１０月２５日（火）　[redacted]
羽田空港→福岡空港
福岡泊

１０月２６日（水）　福岡～長崎事務所

となっており，用務は「China　Bio　Labo の管理事務等（嘉善），人事情報の収集（京都），ファイナンス活動（東京）」となっている。

なお，１０月２６日については，欠勤した時間が存するものとして認定はしているが，福岡から長崎事務所へ移動していた時間帯又は長崎事務所に存した時間帯が特定できなかったため，別件における賃金返還の対象とはしていないものである。

⑤　平成１９年７月９日は，バイオラボ業務により[redacted]を訪問した後，福岡から長崎本社へ戻ってきているものであるが，バイオラボ社の出張伺及び復命書によるとその行程は，

7月　7日（土）　長崎本社（7時発）から福岡へ社用車で移動
福岡空港　→　上海空港
中国研究所
嘉善泊
7月　8日（日）　中国研究所
上海空港　→　福岡空港
福岡泊
7月　9日（月）　[redacted]
福岡から長崎本社（１８時着）へ社用車で移動

となっており，用務は「建築及び人事の打合せ」となっている。

エ　「第１　２（3）エ」について

債権者は，債務者から兼業従事許可を与えられた者として，自らの兼業の実態を明らかにする義務があったし，自発的に明らかにすべきであったが，途中から，実態の解明のための手続きを拒否するようになり，ついには債務者の記録等の提出の要求等に一切応じなくなったものである。

債権者は，「懲戒処分の初期段階から，明確に具体的日時と理由を示されていない以上手続きとして違法であることはもちろん，債務者は債権者に防御の機会を意図的に与えず不存在の事実で処分するという違法を犯してしまっているのである。」と主張するが，前記「ア～ウ」その他で引用したバイオラボ社の出張伺や復命書は債権者自身の記名押印及び決裁があるものであるし，以下のような債務者職員と債権者の面談等により，債権者は，問題とされている自らの非違行為の具体的内容を知っていた，又は知り得る状況にあったのであり，債権者には弁明・防御の機会は十分に与えられていたから，懲戒処分は適法に行われたものである。

①　平成２０年１０月２９日（水）　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・バイオラボ業務による中国渡航の頻度，手続き

・バイオラボ社役員会等出席の際の手続き　など

［債権者回答］

・中国へは事業の節目に渡航。通常は土日の１泊２日又は日帰り
・取締役会が平日にあった場合は，手続きはせずに自分なりに勤務振替　など

② 平成２０年１１月２５日（火）　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・中国渡航ほか

［債権者回答］

・日時は記憶していない。自宅のメモ等で確認する。
・パスポートは最近のものしかなく，以前の記録がない。

③ 平成２０年１２月３日（水）　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・中国渡航ほか

［債権者回答］

・パスポートは更新しており，以前のパスポートはないので確認できない。
・自宅の手帳等を調べたが確認できなかった。
・ バイオラボのパソコンは処分（売却？）するため初期化されており，スケジュール等の確認ができない。
・破産管財人にバイオラボ社への立入許可を求めており，許可が出ればバイオラボ社にある手帳（２０年度）で確認できるかもしれない。

④ 平成２０年１２月５日（金）　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・中国渡航ほか

［債権者回答］

・最近で中国渡航を確認できるのは，平成２０年６月１３日（金）と平成２０年９月１８日（木）であり，いずれも１泊２日であった。

⑤ 平成２０年１２月１９日（金）　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・債務者職員から債権者に対して，法務省入国管理局に「出帰国記録調査書」の開示請求を依頼

⑥　平成２１年１月８日（木）　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・中国渡航，国内出張状況など

［債権者回答］

・会社の書類は自分の手元にない。破産管財人が全て管理している。

・手帳とパソコンでスケジュール管理していたが，以前の手帳は今はない。１年ごとに破棄している。

・法務省入国管理局からの「出帰国記録調査書」の開示は３週間から４週間かかる。

・昔のパソコンの記録は来週探す。

・県外出張は，年に１０回くらいだと思う。

⑦　平成２１年１月下旬頃　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・債権者から債務者に対して，法務省入国管理局から開示された「出帰国記録調査書」（写）（平成１７年度～１９年度分）が提出された（乙第３６号証）。

※ なお，提出された「出帰国記録調査書」（写）の手書き部分（出国日，帰国日の曜日）は，債権者自らが記入したものであるが，これは債権者が，自身の中国渡航が本学の勤務を要する日であったか否かを確認するために記入したものであり，債権者が土・日以外（の本学の勤務時間中）にバイオラボ業務に従事することが，兼業従事許可に違反することを認識していた証左に他ならない。

⑧　平成２１年３月下旬頃　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・債権者から債務者に対して，「法務省入国管理局」から開示された「出帰国記録調査書」（写）（平成２０年度分）が提出された

（乙第３７号証）。

⑨　平成２１年４月２４日（金）　債務者職員と債権者が書類調査

［調査内容］

・債務者職員が債権者とともに，債権者のバイオラボ社での勤務状況を確認するために，同社の書類を管理している破産管財人弁護士事務所を訪問した。

しかしながら，主な関係書類は県議会に貸し出されており，バイオラボ社での債権者の勤務実態は把握できなかった。

⑩　平成２１年５月１５日（金）　債務者職員と債権者が面談

［面談内容］

・債務者職員から債権者に対して，法人理事長名による「記録等の提出について」と題した公文書を手交（乙第６号証）

⑪　平成２１年６月３日（水）　債務者から債権者に対して「記録等の提出」について郵送で督促

⑫　平成２１年６月８日（月）　債務者職員と債権者及び債権者代理人が面談

［面談内容］

・記録等の提出について

［債権者回答］

・記録等の提出要求があったが，提出できない旨主張

⑬　平成２１年６月１０日（水）　債務者から債権者に対して「記録等の提出」を文書で２度目の要求（乙第７号証）

⑭　平成２１年６月２３日（火）　債権者から債務者に対する「記録等の提出」をしない旨の回答文書を受理（乙第１５号証）

⑮　平成２１年６月３０日（火）　債務者から債権者に対して「記録等の提出」を文書で３度目の要求（乙第８号証）

⑯　平成２１年７月１０日（金）　債権者から債務者に対する「記録等

の提出」をしない旨の回答文書を受理（乙第１６号証）

⑰　平成２１年７月１７日（金）　債務者から債権者に対して，「再三の請求にもかかわらず記録等が提出されなかったため，これを踏まえて今後の対応を行う」旨を文書で通知（乙第１７号証）

なお，債務者（債務者職員）と債権者は，上記のほか別紙のとおり債権者のバイオラボ業務への従事状況についてやり取りをしている。従って，債権者は，懲戒の対象となった具体的事実を当然知っていた，又は，知り得る状況にあったものである。

また，懲戒規程に基づく弁明の手続きの際に，長崎県立大学教育研究評議会議長から債権者へ通知した「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について」（乙第４号証）において，確認資料名を明記しており，債権者は，懲戒の対象となる事実を十分に認識できていたものである。

その証拠に，平成２１年９月１５日の懲戒処分書交付後における債権者と債務者職員の電話のやり取りの中で，債権者が（欠勤の事実を）「何で確認したのか」と問われた債務者職員が，「適法に情報を入手した。」と回答したところ，即座に「破産管財人しか（情報を）持たないはずである。どうしたのか破産管財人に確認する。」と答えたことからも明らかである（乙第３８号証）。

また，債権者は，膨大な欠勤の事実を無視し，ごく一部の出張についてあたかも本学用務であったかのように主張するが，これら一部の出張においても実態は前述したとおりである。

また，債権者は，現段階に至って初めて，過去の出張のスケジュールについての主張を始めているが，債権者は，平成２０年１２月から２１年１月の間に行った面談の際には「以前の手帳は今はない。１年ごとに破棄している。」などと，以前の勤務実態について説明できない旨を述べていた。

債権者が，第１準備書面において，何を基に過去の行動記録を述べているかは不明であるが，もし，何らかの備忘記録等が今も存在するのであれ

ば，欠勤の事実を隠蔽しようという意図が債権者にあったことの証左である。

本来，バイオラボ社における兼業の実態については，債権者本人が一番知悉していることであるし，バイオラボ社社長である債権者は，関係書類についても自ら提示しようと思えば可能だったはずである。

債権者にはバイオラボ社における兼業の実態について明らかにする義務があったし，債務者は，再三にわたって記録等の提出を求めてきたが，債権者は全く応じなかった。

(4)　「第１　２（4）」について

懲戒処分の対象となった行為の詳細については，平成２１年９月７日の「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について」により債権者に明示している（乙第４号証）。

(5)　「第１　２（5）」について

債務者大学は，「長崎県公立大学法人文書取扱規程」に基づき適正に文書を管理している。

3　「第１　3」について

懲戒規程は，法人職員の懲戒処分を行う際の事務手続に関する規程が無かったため，平成２１年３月２５日の教育研究評議会で審議されたうえで制定され，追って平成２１年４月２１日に開催された看護栄養学部教授会で「疎甲第１１５号証」のとおりその旨が報告された。

なお，債権者に対しては，債権者本人から「懲戒規程をいただきたい」旨の要求があったため，特に平成２１年４月２７日又は２８日頃に説明を行っている（疎甲第１１８号証及び　乙第３９号証）。

懲戒規程制定前においては，本法人の就業規則に基づき，事情聴取や弁明機会の付与をすることなく懲戒処分を行うことも制度上は可能であった。

債務者は，法人化以前に適用されていた教育公務員特例法の趣旨を尊重し，事情聴取や弁明機会の付与などを規定した懲戒規程を新たに制定したものである。

懲戒規程を制定したのは，規程が整備されていなかったからであり，当該規程は，全教員に適用されるものである。債権者のいうように「県議会の圧力に屈し，大学の自治をかなぐり捨てて，平等原則に違反した狙い撃ちを画策した」ものではない。

4　「第１　４」について

本学の教育研究評議会議事録は，適正に作成されたものであり，同様の形式でホームページ上に公表している。

調査委員会の反訳が恣意的なものでないことは，これまでに述べたとおりである。

5　(1)「第１　５(1)」について

調査委員会は，調査報告書に記載のとおり１０回開催している（疎甲第１１２号証）。

調査委員会の議事内容については，調査委員会の会議次第を「乙第４０号証の１ないし８」として提出する。

なお，第８回調査委員会については，事情聴取の際の代理人の同席及び日程の変更について債権者及び代理人からの申し出があったことに関し，急遽調査委員会で協議し，対応についての確認を行ったものであるから，会議次第は作成していない。

また，第９回調査委員会については，事情聴取であったため会議次第は作成していない。

調査委員会開催の通知は，法人職員から各委員に対し，口頭または電話により行われた。

(2)「第１　５(2)」について

債権者は，「９月１日の調査委員会の時点まで懲戒処分に値する何ら具体的事実もないままに・・・」と主張するが，債務者は，バイオラボ社の破綻以降，債権者からの提出資料やバイオラボ社破産管財人が保管していた資料などにより，９月１日には債権者の非違行為についてほぼ全容を把握してい

た。

第７回までの調査委員会では，このような資料に基づく調査や検討，対応協議等を行ったものである。

調査委員会は，平成２１年８月３１日の第７回調査委員会までにおいて，債権者の兼業従事許可違反や無断欠勤，職務命令違反の事実について確認を行い，そのうえで債権者の事情聴取を翌９月１日に行うことを決定したものである（乙第４０号証の７）。

なお，調査報告書（疎甲第１１２号証）はこれらの手続の結果を，最終的に整理し，取りまとめたものである。

(3) 「第１　５（3）」について

債権者の中国渡航については，既に平成２０年の秋から債務者職員から債権者へ事実確認のための聴き取りや資料の提出依頼などを行っていたし，調査委員会の事情聴取までの間には，債務者職員が債権者と，債権者のバイオラボ業務への兼業従事の件に関して幾度となくやり取りを行っていたことは前述のとおりである。

平成２１年９月１日の調査委員会の時点では，債権者のバイオラボ業務への兼業従事の実態について整理した資料があったし，債権者が兼業従事の際に勤務時間の振替手続きをしていなかったことなどについては，既に委員全員が承知していた。調査委員会は債権者の欠勤等を問題として十分に把握していたのであり，また，事情聴取のなかで，債権者が債務者の依頼で提出した「出帰国記録調査書」の海外渡航実績が，全て中国であるかどうかの確認を行うなど必要な質問をし，債権者から必要な回答を得ている。

(4) 「第１　５（4）」について

本準備書面「第１　２（5）」及び「第１　５（1）」で述べたとおりである。

(5) 「第１　５（5）」について

「乙第２３号証の１」は，平成２１年９月７日の１５時から１６時５０分

において開催された第１０回教育研究評議会議事録，「乙第２３号証の２」は，平成２１年９月１０日の１１時から１１時４５分において開催された第１１回教育研究評議会議事録であり，本準備書面「第１の４」で述べたとおり，債務者大学のホームページ上に公表しているものである。

6　「第１　6」について

債権者は，「債権者は懲戒の対象とされている具体的事実が示されないまま推測で弁明書を作成した」などと主張するが，事実はそうではないことは明らかである。

債務者は，事前に通知書及び添付書類２ページ（疎甲第７８号証）により弁明対象を明示したし，その結果，債権者から債務者に提出された弁明書（疎甲第７９号証）は，兼業従事許可違反，無断欠勤，職務命令違反の全てについて言及したものとなっている。このように，債権者は懲戒対象事由を十分に理解，認識していた。

なお，債権者の引用する裁判例は，本件とは事例の異なる案件である。

7　「第１　7」について

職員の懲戒等に関する規程は，「事情聴取」に慎重を期すために設けられたものではなく，教員の懲戒処分を行う際に慎重を期すために調査委員会を設置すること及び調査委員会が対象教員から事情聴取することを定めたものである。

事情聴取の手続方法については，調査委員会の裁量に委ねられている。

8　「第１　8」について

債務者が債権者に記録等の提出を求めたことについて，債権者は「債権者は何ら適法な根拠規定を明示されたことはない」と主張しているが，それが事実と異なることは，乙第６号証及び乙第７号証にその根拠を記載していることからも明らかである。

なお，債務者は，債権者に限らず，必要と認められる場合には，兼業規程に基づいて兼業の実施状況の報告を求めるのであるから，平等原則には反し

ない。

9　「第１　9」について

債権者から債務者に対し，兼業従事許可違反，無断欠勤，職務命令違反の全てについて言及した弁明書（疎甲第７９号証）が提出されたことについては，本準備書面「第１の６」で述べたとおりである。また，債権者が，懲戒の対象となった非違行為についての具体的事実を知悉していたことについては，本準備書面「第１　2（3）エ」で詳述したとおりである。

また，弁明の期日等について，債権者は，「時間的余裕は一切なかった。」「債権者は応じざるを得なかっただけであり，了解したことは一度もない。」などと主張しているが，事実は次のとおりである。

平成２１年９月２日に，債務者職員２名が債権者の研究室を訪れ「９月９日か９月１０日に本件に係る債権者の弁明の機会を設定したい。正式には９月７日に文書で通知する」旨を口頭で伝達していた。その際，債権者もそれを了解し，そのうえで念のためメールでも送付するよう債務者職員に求めたため，債務者職員は，同日（９月２日）１９時４４分に債権者に対してメールの送信を行い，債権者本人も翌日（９月３日）１１時５３分に「了解しました」と返信している（乙第４１号証）。

債務者職員は，債権者に対して「出席しなければ権利放棄と看做す」ということは一切言っていないし，同様の趣旨を態度で示してもいない。このことは「乙第４１号証」のメールの内容からも明らかである。

なお，平成２１年９月７日付の本学教育研究評議会議長から債権者に対する弁明についての通知書の中に「・・・・場合には，弁明を放棄したものと見なしますので，念のため申し添えます。」と記載していることは事実である（疎甲第７８号証）。

また，懲戒処分を行う時期については，平成２１年９月１７日に開催された長崎県文教厚生委員会において太田参考人（債務者法人理事長）が「後期の授業・実験に対応するためには，遅くともこの時期にしなければならなかった」と述べているとおりであり（疎甲第１１７号証「県議会議事録」３２頁），教育研究評議会も同様に，そのことを考慮したうえで弁明の日程を決

定したものである。

債権者は，しきりに長崎県政界の影響についての主張をするが，そのようなものは断じてない。

債権者は，自らの主張を正当化するために，本件処分があたかも政治的意味を持つものであるかのような主張をしているに過ぎない。

10　(1)「第１　10 (1)」について

債権者は「これまで債務者が交付したと主張する兼業許可書の交付を受けた記憶がなかったことから交付を受けたものと勘違いしこれまで探していたが，結局見つからず，債務者大学において兼業許可を受けた藤沢等教授に確認したところ，同教授も兼業許可なるものの交付は受けていないとのことが判明し，債務者が交付したと主張する兼業許可書なるものの交付がなかったことが明確になった。」と主張する。

しかしながら，債権者は，これまでに自分自身が県の時代の営利企業等従事許可書や法人化後の兼業従事許可申請書を証拠として提出し，兼業の許可があったことを前提とした主張をしていたし，債務者が兼業従事許可書の写しを証拠として提出した際にも何ら反論を行わなかったにもかかわらず，確かな証拠に基づく訳でもないのに今になってそのようなことを主張することは不合理である。

債権者自らが兼業従事許可申請を行っておきながら，「兼業許可書が交付されていないので，兼業許可要件に拘泥することなく自由に兼業ができる。」というのは，非常に身勝手で不合理な主張である。

また，兼業従事許可書を「探したが見つからない」という理由で，自分がそれを処分したり紛失した可能性を微塵も疑うことなく「交付を受けていない」と直ちに結論付けていることも不合理である。

債権者は，間違いなく債務者から兼業従事許可書の交付を受けていた。

現時点において債権者が身の回りを探しても兼業従事許可書を見つけることができないのは，債権者に交付された兼業従事許可書は，債権者が本学の自分の研究室に営利企業等従事許可申請書（疎甲第４３号証）や法人化当時の兼業規程と一緒に自ら保管していたものを，平成２１年１０月９日に長崎

県浦上警察署の司法警察員が，債権者の「詐欺，地方自治法違反」被疑事件で債権者の研究室内を家宅捜索した際に，ファイルごと押収されているからである。

債務者は，押収された「兼業従事許可書」等について警察から写しの交付を受けたので，押収品目録交付書とともに提出する（乙第４２号証，乙第４３号証の１ないし７）。

なお，疎甲第１２０号証の本学[redacted]教授の陳述書については，事実に反することが多々述べられている。

そもそも営利企業等従事許可及び兼業従事許可については本人の申請に基づくものである。

[redacted]教授は，「法人化後の兼業許可証は，私も見たことはありません。当然に受け取ったこともありません。」と述べているが，同教授は平成１８年度から債務者に兼業従事許可申請書を提出しており，この申請に基づき，債務者はその都度兼業従事許可書を交付している。債権者とは異なり，同教授は，兼業に従事する時間を土曜，日曜や本学の勤務時間外である１８時以降として申請していたため，債務者は，そのことを前提に「勤務時間の割り振り　不要」として兼業従事許可書を交付している（乙第４４，４５号証）。従って，このような兼業従事形態であれば同教授が「振り替えの手続きを行ったことがない」というのは，いわば当然のことである。

また，同教授は「久木野教授の懲戒処分事件が起きてから初めて事務局長に呼び出されました。県議会で問題となった平成２０年の１０月頃で，[redacted]局長の時代です。」などと述べているが，平成２０年１０月のシーボルト校事務局長は[redacted]であるし，[redacted]事務局長の時代（平成１７～１９年度）にはバイオラボ社はまだ破綻していないので，話の内容自体が矛盾するものである。このように，同教授の陳述は非常に曖昧な記憶に基づく極めて不正確なものである。

また，債権者の「ＰＣ画面キャプチャーファイル」以下のくだりは，「兼業許可書なるものの交付がなかった」という主張を前提とした不合理な主張に過ぎない。

本法人においては，兼業に従事しようとする者が兼業従事許可申請を行っ

て理事長の承認を受け，兼業許可書の交付を受けなければ，そもそも兼業に従事すること自体ができないのに，債権者のように，兼業に従事していたことを前提としながら，申請書も提出していないし兼業従事許可書も受け取っていない，というのは，極めて不自然かつ不合理な主張である。

なお，「ＰＣ画面キャプチャーファイル」に表示される日時は，パソコンに内蔵された時計の日時に基づくものであり，誰でも簡単に希望の日時を表示できるものであることを指摘しておく。

また，債権者は，毎年度，債務者に対し，従事する時間を「平日３時間程度，土日祝日は終日」などと記載した兼業従事許可申請書を提出し，債務者は，その都度「勤務時間の割り振り　要」，「やむを得ず，勤務時間内に上記団体業務に従事する場合は，勤務時間の振り替え申請が必要である。」と付記し，兼業従事許可書を債権者に交付のうえ兼業従事を許可していたが，その際や折に触れて，債務者職員は債権者に対して，勤務振り替えの必要性や服務関係手続の徹底を行うよう指導していた。

なお，「本訴事件による乙８「疎甲第１１２号」」に手書きで，「※勤務時間内であれば勤ム時間の振り替えをする様依頼済」とあるのは，まさに債務者職員が，備忘記録として兼業従事許可書の写しに記したものであり，債権者に対して指導していた証拠そのものである。

なお，他大学における兼業許可書の存在については不知である。

(2)「第１　10（2）」について

債権者は，毎年度，債務者に対し，従事する時間を「平日３時間程度，土日祝日は終日」などと記載した兼業従事許可申請書を提出し，債務者は，その都度「勤務時間の割り振り　要」，「やむを得ず，勤務時間内に上記団体業務に従事する場合は，勤務時間の振り替え申請が必要である。」と付記し，兼業従事許可書を債権者に交付のうえ兼業従事を許可していた。「勤務振替を求めなかった」ものでは決してないし，債権者は，許可条件を遵守し，勤務振替を行う義務があった（疎甲第４４ないし４７号証，乙第４３号証１ないし４）。

債権者が「債権者が債務者職員から，勤務振替の必要性や服務関係手続の

徹底を行うよう指導を受けたという事実はなく，そのような指導を裏付ける証拠も提出されていない。」と主張するのは，債権者第１準備書面における「兼業許可書なるものの交付がなかった」という主張を前提とした虚偽の主張である。

債権者が間違いなく兼業従事許可書の交付を受けていたことは，上記(1)で述べたとおりであり，債務者は，平成１８年４月２１日付及び平成１９年４月２６日付の「兼業申請及び勤務時間の割り振り承認申請について」の通知文によりその手続の必要性について全教員に周知するなど，適宜の指導を行っている（乙第４６，４７号証）。また，債務者は，兼業従事許可書を交付する際や折に触れて，債務者職員から債権者本人に対して，勤務時間の振替の必要性や服務関係手続の徹底を行うよう指導してきている。例えば，平成１７年９月のバイオラボ社中国研究所の起工式に際しては，債権者が中国渡航することや兼業従事期間が長く勤務日の振替ができないことが明らかであったため，債務者職員から債権者に対して年次有給休暇の取得を指導し，その際債権者は５日間の年次有給休暇を取得している。

なお，債権者は，債権者の学外活動の中で「債務者大学が承知していたかあるいは知っていた事例」をいくつか挙げているが，県や中国総領事館等への訪問で大学役職者が同伴しているものについては，当時，大学発ベンチャーの起業について，本学教員が関わっていたことに鑑み，大学教員としての立場にも考慮し，勤務の振り替えについては言及しなかったものである。

債権者が，このような特殊な時期の特殊な行動を例に挙げて「勤務時間の振替の指導がなかった」というのは不当である。

債務者が勤務時間の振り替えの指導を行っていたのは前述のとおりであり，債権者自身に振り替え手続きを自ら適正に行う義務があったのに，これを怠っていたものである。

(3) 「第１　10 (3)」について

債務者が債権者に「勤務時間の割振り状況報告書」（疎甲第８２，８３号証）の提出を要請した事実はない。

債務者が債権者に繰り返し求めていたのは，事前の勤務時間の振替申請手

続きであって，まとめて事後的に行うような振替報告書の提出ではない。

債権者の言う「そもそも債権者のような兼業従事者」とはどのようなことを指して言っているのか不明であるが，債務者は，兼業従事の際に使用する「勤務時間の割振り承認申請書」の様式を定めて各教員に示していた（乙第４６，４７号証）。

事前の振替申請を適正に行うのであれば，本学の勤務時間内において兼業へ従事する予定が事前に明確になった時点でその都度申請すれば良いのであるから，所定の様式での申請で十分に事足りるものである。

債権者が兼業従事許可書を受け取っていること及び債務者が勤務時間の振り替えの指導を行っていたことは，本準備書面「第１　10（1），(2)」で述べたとおりであり，債権者は勤務振り替えの手続きを自ら適正に行う義務があったのにこれを怠っていたため，債務者は債権者の非違行為の事実を長期間知らなかったのである。

(4)「第１　10（4）」について

債務者は，債権者の兼業従事許可申請に基づいて兼業従事許可を行ったものであり，債権者は，当該兼業従事許可の条件を遵守して兼業に従事する義務があった。

債権者のいう「勤務時間については柔軟に対応することを取り決めた発言があった」事実はない。

債権者の主張は，兼業の許可条件を遵守しないで兼業業務に従事したことが発覚した後の言い訳に過ぎない。

11　(1)「第１　11（1），(2)」について

兼業に関する労働時間の管理は，兼業への従事は基本的に勤務時間外に行うこと，もし勤務時間内に行う必要がある場合は，事前の本人からの振り替え申請とそれに対する許可によって行っているものである。

債権者は，このような管理の下で，就業規則等に基づいて勤務することは当然の義務であった。

債権者の主張は，あたかも法人の規程を遵守する必要がなかったというよ

うな内容であるが，法人職員が，法人の規程を遵守する義務があるのは言うまでもないことである。

労働基準監督署の指導については，賃金台帳の整備に関する出退勤時刻の把握等についてのものであり，裁量労働制や兼業従事許可に伴う勤務時間内の従事などに関するものではない。

勤務時間内に兼業を行う際は，事前に申請し，勤務時間の振り替えを行うことは，兼業従事許可を受けた職員として当然行うべき義務である。

債権者は，兼業により勤務時間内に無許可で学外に出向いていることを，実質的に「裁量労働制」であったなどと主張しているが，不当な主張であることは明らかである。

なお，疎甲第１２０号証の本学[redacted]教授の陳述書については，事実に反することが多々述べられている。

例えば，勤務時間に関し，同教授から「研究者としては１日のほとんどについて，何らかは研究のことを考えており，そういう意味では１日中が勤務時間である。」とか，「自分は常に研究のことを考えているので，自分の労働時間は，朝起きてから夜寝るまでである。」などという主張がなされていたため，平成２２年４月２８日，債務者事務局職員２名が同教授の研究室を訪問し，同教授に勤務時間を確認したところ，同教授は，本学の所定の勤務時間で間違いない旨の回答を行っている。このことについては労働基準監督署へも報告している。

なお，兼業許可条件は，兼業従事許可書（乙第４３号証の１ないし４）に明示しているとおりである。

(2)「第１　11（3)」について

本学職員の勤務時間については，法人化前は「職員の勤務時間，休暇等に関する条例」及び「長崎県職員の勤務時間等に関する規程」に，法人化後は「長崎県公立大学法人職員就業規則」及び「長崎県公立大学法人職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規程」に規定されているとおりである。

なお，裁量労働制の導入に当たっては，労使協定を締結し所轄の労働基準監督署への届出を行うなど所定の手続きを経る必要がある。

そもそも大学に裁量労働制が導入可能となったのは，平成１６年１月（平成１５年厚生労働省告示第３５４号）以降である。法人化前の本学職員は地方公務員であり，地方公務員法により労働基準法の裁量労働制の規定は適用除外である。また，法人化後の大学職員は，労働基準法の当該規定は適用されるが，本学では裁量労働制は導入していない。

このことは債権者も当然承知している事項である。

また，法人化にあたり，債務者は平成１７年４月１日付で労働条件通知書（乙第４８号証）を債権者へ交付しているが，その内容からも裁量労働制でないことは明らかである。

債権者は，兼業従事許可の際の許可条件により，本学の勤務時間外に兼業に従事すべきであったにもかかわらず，勤務時間内に兼業に従事し，兼業従事許可違反，無断欠勤の状況にあった。

なお，債権者の労働基準監督署などに関する主張は事実に反する。

労働基準監督署が本学へ来学したのは，債権者が，労働基準監督署において本件と同様の主張を執拗に繰り返したからで，その確認のためである。

債権者は，債務者が勤務時間の自己申告制を導入したことについて，あたかもその導入前が裁量労働制であったかのような主張を行うが，そうでなかったことは上記のとおりである。債務者は，労働基準監督署の助言に基づき従来の時間労働制の下に勤務時間の把握の方法について自己申告制を導入したに過ぎないものであり，その際に「時間管理性を導入した」と宣言したことは全くない。

なお，本学が，管理職員を除く常勤の教員についてのみ裁量労働制を導入したのは平成２２年４月からであるが，労働基準監督署の助言に基づくものである。

12　(1)「第１　12 (1)」について

債務者職員がバイオラボ中国研究所の起工式に出席したのは，債権者から大学の役職者としての債務者職員らに要請があったこと及び県が実施する大学等発ベンチャー創出事業に関係したことであったからである。債務者職員らはバイオラボ社の業務には従事していないので，債権者のいう「兼業業務

の「祭典」」とは，債権者だけにとってのことに過ぎない。

なお，債務者における業務の遂行は法人としての適正な判断基準に基づいて行っているものであり，例えば，バイオラボ社の研究所の起工式に債権者が社長として出席するのと，債務者職員らが大学の役職者として要請されて出席するのでは，全く立場が異なることは言うまでもない。

また，債務者は，バイオラボ社の事業が本大学にとって重要であるか否かということを問題にしたことは無いし，また，そのようなことは懲戒処分とは何の関わりもないことである。

債権者は，「疎甲１５６号証」の９月５日の週の行事予定が空欄であることを指して「９月５日の週だけ大学行事が完全に停止している」と主張しているが，たまたまその週に何も行事がなかっただけに過ぎない。

また，債権者は，「大学のトップ３名（理事長は法人の顔，学長は大学の顔，副学長は学内行事の顔）が全て海外出張するということはその間の大学行事を全て停止すること」と主張するが，学長が起工式に出席していないことは，債権者が提出した証拠書類（疎甲第５０，５１号証）からでも明らかである。また，当時は副学長が２名おり，このうち１名は起工式には出席しておらず，たとえ何か突発的な事態が発生したとしても学長と副学長等で十分に対応可能であり，大学運営に何ら支障はなかったものである。

(2)「第１　12（2)」について

バイオラボ社のロゴについては，債権者がロゴを作成しそれが大学の学章との関係で著作権上問題がないか当時の事務局長に確認があったため，問題ないだろうと述べたものに過ぎず，大学が特段使用を許可した事実はないし，債権者にファイルを提供した債務者職員はいない。

なお，当該ロゴは，平成１３年４月からは大学の公式ホームページ上に画像を掲載しており，本学関係者のみならず，誰でも自由に取得ができる状態にあった。

(3)「第１　12（3）」について

債権者の主張の要点は不明であるが，バイオラボ社の経営状況の報告等に

ついては，債務者は債権者から，バイオラボ社の経営状況の概要については何度か報告を受けていたが，その際，債権者がバイオラボ社の業務の中でどのような具体的行動をしていたかについては報告を受けていない。

また，長崎県から債権者の具体的行動についての情報を提供された事実はない。

13　「第１　13」について

裁判例は，無許可での兼業従事に対する懲戒解雇処分についてのものであり，事例が異なる案件である。

債務者の主張は論理のすり替えではなく，論理をすり替えているのは債権者の方である。

債権者が，「大学業務に支障がなければ勤務時間中に兼業をしても構わない」と主張するのであれば，それは明らかに暴論であり，到底容認できるものではない。

債務者が債権者の非違行為の可能性を認識したのは，具体的には，平成２０年１２月１０日の長崎県議会文教委員会において，委員から債権者が頻繁に中国渡航を行っていたのではないかとの指摘をされたことによるが，非違行為が明らかになったのは，債権者から提出された「出帰国記録調査書」（乙第３６，３７号証）などによる事実確認の過程においてである。

また，調査委員長が長崎県産業振興財団のインキュベーションマネージャーと面談したのは，学内において大学の役職者等として面談したものであり，債権者がバイオラボ社の起業後，学外で同社社長としての立場で面談していたのとは全く性質が異なるものである。

なお，「乙第９号証」については，本準備書面「第１　１」で述べたとおりである。

14　(1)「第１　14（1）」について

本項については本件処分とは無関係であるが，債権者の主張は事実と全く異なる。

債権者が放射線実験施設長でなくなったのは，解任されたからではなく，

任期満了に伴うものである。

債権者は，平成２０年９月３日に学内で開催された平成２０年度放射線安全委員会において，「本学の放射線実験施設を立ち上げるところからお世話をさせていただいて，まあちょっと長すぎるが，ここまで来ているんですが，実は少し整理が足りない部分もあり，まあ年数が長くなっているので，次の方に問題なく引き継いでやっていただくようなこともそろそろ出てくるかと思い，不整理のところをきちんと，今年度残りのところで整理をしたところで，新しい方に，やっていただく方にやり易いようにお願いしたいということで，本日いくつか，私の方から委員長あてに提案させていただいている。」と発言していた。

放射線実験施設長については，このような債権者の退任の意向も踏まえ，平成２１年３月中に栄養健康学科内で後任の人選が行われ，債権者も出席した４月７日の栄養健康学科会議において審議のうえ，新しく放射線実験施設長となる放射線安全委員が承認されたものである。

債権者の言うように，決して「本件懲戒処分前に無断で外された」ものではない。

また，債権者は「[redacted]氏の言うがままに，任命権者である学長は適正な管理運営を心がけていた債権者を本人の知らないうちに解任させたことを追認した」と主張するが，そのような事実は全くない。

なお，放射線実験施設において文部科学大臣に届出なければならないのは，「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の規定により放射線取扱主任者を選任又は解任したときであり，放射線実験施設長の選任又は解任については文部科学大臣への届出事項ではない。

(2) 「第１　14 (2) 」について

債権者の主張は事実に反する。

平成２１年３月１９日午後１時に，シーボルト校（債権者は「佐世保校」と主張しているが，当日は「県立長崎シーボルト大学」の卒業式であり，債務者法人専務理事は，卒業式出席のため朝から「シーボルト校」へ来校しており，卒業式終了後に債権者と面談したものである。このように，債権者の

主張は明らかに事実と異なるものが多い。）応接室で，債務者法人専務理事と債権者が話した内容は「平成２１年度前期において，何らかの処分が想定できる。処分の内容によっては，学生の授業に支障が生じる可能性があるので，前期の授業については外れておいたほうが良い。」というもので，その際，債権者は了解し「外れる理由については，処分がありうるからというのではなく，私個人の事情ということで説明したい。」と発言している。

そして，債務者法人専務理事と債権者のそれぞれから，学部長，学科長に対し「前期の授業を外れるので授業の代替の具体的対応をお願いする」ことを了承したものである。

このような状況にありながら，債権者は平成２１年度前期の授業開始当日に「授業を突如外された」と主張して，そのときの様子を「直後にメモを作成していた」と述べ，「疎甲第１５９号証」で提出した資料をわざわざ引用しているが，「直後のメモ」であるにもかかわらず，冒頭「今期の授業開始当日」となっているし，「・・・説明を求めました。」，「・・・印象に残っています。」等，メモとしての文体ではなく，明らかに他者へ報告する形式の文体になっている。これは，同文書が後日作成されたものであることを示すものである。

そのうえで，債権者が当該メモにおいて「今期の授業開始当日」に，[redacted]学科長の様子について記述した「感情が激していたようで」「押しやりながら」「乱暴な物言いで，興奮していました。」「声を荒げて言っていた」などの表現は，債権者の印象に過ぎず事実とかけ離れたものである。また，[redacted]学科長に関する「２年前学科長に指名されてからは管理職として私たち教員の上司になったような錯覚を持ったようで，めったにないのですが時折そのもの言いが高圧的になることが見受けられます。」という記述は，事実と相違する内容であって，[redacted]学科長は栄養健康学科内において信望が厚く，任期２年の学科長を平成１９年４月から２期連続して負託されていることを指摘しておく。

債権者は「[redacted]学科長が，水面下での調整をしていた」というが，水面下の調整ではなく，学生から相談を受けたため学科長として当然に対応したものに過ぎない。本件における[redacted]学科長のメールは，卒論指導担当教員の変

更について，新学期の始まる前に，また学科会議における審議の前にあらかじめ調整を行ったもので，このことは，当該メールが債権者を含む栄養健康学科全教員あての同報メールであることからも明らかである(疎甲第１６０，１６１号証）。

また，債権者の「かかるメール（疎甲第１６２号証）を[redacted]学科長がわざわざ債権者に送って債権者の意向を確認したという事実は，債務者が主張するような事実がないということを示し，逆に債権者の上記メモの真実性を裏付けるものである。」という主張の論旨は不明であるが，債権者が授業を外れることとなった経緯は前述のとおりであるし，[redacted]学科長は，学科長の責務として債権者の授業に関する学科内での分担について調整する必要があったが，当時は債権者が長期に年次有給休暇を取得して（平成２１年５月２６日（火）から平成２１年６月１９日（金）まで）学内には不在であったため，メールにより調整を行ったものに過ぎない。なお，[redacted]学科長が債権者に当該メールを送付した翌日の平成２１年６月１０日には，債権者から[redacted]学科長あてに，[redacted]学科長の提案を是認したうえで，「実験の件では心配をお掛けしております。」「学科の皆さんにご迷惑をお掛けしており申し訳ない思いです。」という，[redacted]学科長が債権者の授業に関し学科内で調整の労を取っていることに対する感謝の意を述べるメールを返信していることからも，債権者の主張が事実と異なることは明らかである（乙第４９号証）。

債権者が授業を外れることとなったのは，懲戒処分の可能性があったため，学生の授業への影響を心配したことによるものであり，前述のとおり債権者が了承済みのことであった。

(3)「第１　14 (3)」について

債務者が本件懲戒処分を行ったのは，債権者の兼業従事許可違反，無断欠勤などの非違行為が明らかになったためである。

15　「第１　15」について

「長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程」（疎甲第１号証）は，懲戒処分を行う際の手続きについて新たに定めたものであり，非違行為の

時期にかかわらず，制定日以後の懲戒手続に適用されるものであることは議論の余地がない。

また，懲戒規程に関する債権者への説明については，平成２１年４月２７日又は２８日頃に説明を行っているほか，その後の債権者の問い合わせに対して，債務者職員から的確に説明している（疎甲第１１８号証，乙第３９号証）。

第２

債権者第１準備書面「第２」については，一般論の部分は認否しない。

以下，必要な範囲で反論する。

１　(1)「第２　１(1)」について

地方公務員法の身分保障原則は地方公務員としての地位を有していることにその根拠があるのであるから，公務員としての地位にない法人化後は，法人の就業規則に則った処理をすべきことは明らかである。また，債務者懲戒規程を本件に適用することは違法ではない。債権者は，同規程を本件に適用することが手続的正義に反すると主張するが，具体的に債権者に生じる不利益を明らかにされたい。

２　(1)　「第２　２(2)　(3)　(4)」について

債務者が裁量労働制を採用しなければならない法的義務はない。債権者は，債務者が裁量労働制をとっていないところに問題の発端があると主張するが，債権者が主張する裁量労働制の趣旨は，教育研究という大学教授としての本来の業務の特性を考慮したものであって，本件のように本来業務とは別個の兼業が問題となっている場合とは議論状況が異なる。自ら行った兼業従事許可申請に対する兼業従事許可を受けていた債権者は，兼業従事許可の範囲内でのみ兼業に従事できたことは明らかであるから，債務者において裁量労働制・時間労働制のいずれを採用しているかは本件処分の有効性の結論を左右するものではないことはそのとおりである。

そもそも，仮に，債務者による労働時間管理に不十分な点があったとして

も，そのことによって，債権者の兼業許従事可違反行為が正当化されることはあり得ないのである。

(2)　「第２　２（5）」について

無断欠勤の解釈については争うが，債権者の解釈を前提にしても，債権者には相当数の無断欠勤があったことは明らかで，懲戒事由が存することは明らかである。

この点，債務者から債権者破産管財人に対する無断欠勤分の賃金に関する不当利得返還債権の債権査定申立事件について，債権者の無断欠勤を認め，債務者の査定申立額全額の査定をした決定が確定している（乙第３４号証）。

なお，債務者の就業規則において，職務に専念する義務を規定することが何ら違法でないことは言うまでもない。

(3)　「第２　２（6）」について

債務者の債権者に対する職務命令は，債務者の労働時間管理からは直接把握できない債権者の兼業従事状況を確認することが目的であり，兼業従事許可者である債務者からの適法な職務命令であることは明らかである。また，債務者からの職務命令に対する債権者の回答は，兼業従事許可を受けて兼業に従事する者としての報告を拒否する不合理なものであった。

3　(1)　「第２　３（2）ア」について

前述のとおり，自ら行った兼業従事許可申請に対する兼業従事許可を受けていた債権者は，兼業従事許可の範囲内でのみ兼業に従事できたことは明らかであり，仮に，債務者による労働時間管理に不十分な点があったとしても，そのことによって，債権者の兼業従事許可違反行為が正当化されることはない。また，教育研究という大学教授としての本来の業務とは別個の兼業が問題となっている本件で，債権者以外の教員に関する事情を同列に論ずることも適当ではない。

(2)　「第２　３（3）」について

債権者は，自ら兼業従事許可申請を行い，それに対する兼業従事許可を受けていながら，兼業従事許可違反行為を反復・日常化させ，さらに，兼業従事許可者である債務者からの兼業従事状況報告の職務命令を合理的な理由もなく拒否したのであり，このような債権者の懲戒事由は重大なものであるから，本件処分は相当である。

(3) ア「第２　３（4）ア」について

債務者懲戒規程を本件に適用することは違法ではない。同規程は，債務者における懲戒手続規程として作成されたもので，債権者の処分のために作成されたものではない。

イ　「第２　３（4）イ」について

平成２１年８月３１日に出席依頼書を手交した段階では，既に上記の職務命令等を通じて，債権者に対し，兼業従事状況の確認を行う必要がある旨を再三に亘って伝えていたのであり，実質的には，債権者には十分な準備期間があったものである。懲戒規程が有効であることも前述のとおりである。

また，調査委員会及び教育研究評議会に弁護士を同席させる規定はなく，実質的にも，事実確認のための会議に弁護士の同席がないことによる不利益はない。

地方公務員法の身分保障原則は地方公務員としての地位を有していることにその根拠があるのであるから，公務員としての地位にない法人化後は，法人の就業規則に則った処理をすべきことも前述のとおりである。

４　「第２　４」について

「第２　４」は争う。

第３

１　「第３　１」について

債権者は，「債務者から振り替えについて記載のある兼業従事許可書の交付を受けたことはなく，また振り替えについての職務命令を受けたこともない。」と主張するが，兼業従事許可書の交付を行い，当該許可書に兼業許可要件を明示していたことは，前述のとおりである。

2　「第3　2」について

懲戒処分を行う根拠として，就業規則（これに基づく規程を含む。）が存在することは明らかである。

第4　「第4」について

懲戒処分の対象となる非違行為の存在については，これまでに述べたとおりである。

第5

1　「第5　1」について

本学が法人化される前の，債権者の身分が長崎県職員であった時代には，そもそも勤務時間内における営利企業等への従事は認められていない。

債権者は，営利企業等従事許可申請書（疎甲第４３号証）に「大学勤務時間外において本申請事業に従事」と記して申請を行っており，県としてもかかる申請に基づいて許可を与えている（疎甲第４３号証）。

従って，当該許可書には「ただし，従事後半年ごとに，別紙様式により，兼業の状況を報告すること」とあるが，当該報告については，債権者自身，勤務時間外及び土日にしかバイオラボ業務に勤務していないこととして報告しているものである（疎甲第１１２号証「調査報告書　別紙資料」中の「研究成果活用兼業状況報告書」）。

なお，法人化以降においては，兼業規程に基づいて兼業従事許可を行い，勤務時間内の兼業については勤務時間の振り替えの必要があることを明示しており，債権者にその義務があったことは明らかである。

2　「第５　２」について

土・日，祝日は本学の勤務を要しない日であり，欠勤日として算定していないのは当然である。

なお，兼業従事許可期間において，債権者から勤務時間内の兼業従事時間の振り替え申請は全く提出されていない。

3　「第５　３」について

債権者は「債権者が債務者大学における教育・研究活動において支障を与えたことはないということは，債務者大学事務局長百岳が，長崎県学事課長として勤務していた時代に県議会において明言しているところである。」というが，これは，学事文書課長が県議会文教委員会において発言した時期や，発言したときの状況などを全く明らかにしないまま，債権者に都合がよいと思われる部分のみを述べたものに過ぎない。

県学事文書課長は，当初，平成２０年９月２６日の平成２０年長崎県議会９月定例会の文教委員会において黒田委員の質問に対し「私どもの方から大学の方に，久木野先生は大学の業務に対してどんなだったかということを問い合わせたところ，ちゃんと与えられた自分の授業のコマ数も全てやっているし，教授会，そして学内における各種委員会の開催のときにもちゃんと出席をしていて，そして，研究論文についてもそれぞれの時期に発表されているということで，学内の業務そのものについてはちゃんと実施しているという報告を受けております。」と答弁している（疎甲第６４号証２枚目）。

この時点では，債務者大学は，まだ債権者の非違行為の具体的事実を詳細には把握していなかった。このため，債務者大学は，県に対して，当該文教委員会で学事文書課長が発言した趣旨と同様の報告を行っていたものである。

しかしながら，平成２０年１２月１０日の平成２０年長崎県議会１１月定例会の文教委員会においては，委員から，債権者がバイオラボ業務により頻繁に中国渡航していたことなどを指摘され，長崎県総務部長は「・・・・勤務実態というのは，できるだけ早く調査をしてご報告させていただきたいと思います。」と答弁したし（乙第５０号証７頁），さらに，平成２１年３月５日の平成２１年長崎県議会２月定例会の文教厚生委員会においては，学事

文書課長は，債権者の休講の状況について報告するとともに，「公立大学法人では，これまでに明らかになった状況でも，勤務を要する日の渡航について年休を取得するなどの手続きがほとんどされておりませんので，服務上問題があるというふうに認識をしております。」と報告し，平成２０年９月の文教委員会の答弁が結果的に誤りであったことについて，委員から指摘されたところである（疎甲第６６号証８枚目）。

債権者は，「仮に，債権者に債務者の言う欠勤時間，欠勤日があったとしても，債務者大学に実質的損害は何一つ生じていないのである。」と主張するが，無断欠勤が許容されないことは言うまでもない。

今回の処分は，債権者の非違行為の事実に基づき適正に行ったものである。

4　「第５　４」について

前述のとおり，今回の処分は，債権者の非違行為の事実に基づき適正に行ったものであるし，債権者に限らず，非違行為の存在が明らかになれば，本法人の規程に基づいて懲戒処分を行うのであるから，平等原則には反しない。

5　「第５　５」について

以上により，本件懲戒処分は有効である。

以　上